

七尾市立小中学校の
適正規模と適正配置に関する提言

平成20年3月

七尾市立小中学校教育環境づくり検討委員会

目 次

はじめに	1
第1 七尾市立小中学校の現状について	2
(1) 学校規模等に関する現行制度	2
(2) 児童生徒数の推移	3
(3) 学校数と学校規模の推移	5
(4) 学校施設の状況	6
第2 学校規模からみた課題と小規模な学校の問題点	7
(1) 学校規模からみた課題	7
(2) 小規模な学校の問題点	7
(3) 教職員の配置と負担	8
(5) 学校規模と学力の相関	10
(6) 中学校における部活動の状況	11
(7) 厳しい財政状況下における教育行政の充実	11
第3 適正規模と適正配置について	12
(1) 中学校の適正規模	12
(2) 小学校の適正規模	13
(3) 適正規模による適正配置数(中学校)	13
(4) 適正規模と適正配置の実現に向けて配慮すべき事項	14
第4 学校配置の具体的将来展望	15
(1) 市内4中学校の配置	15
(2) 老朽校舎への対応	17
第5 今後の検討課題	18
おわりに	19

はじめに

全国的な少子化傾向は、七尾市においても例外ではなく、さらに過疎化による人口減少によって児童生徒数が大幅に減少し、全市的に小中学校の小規模化が進んできています。

児童生徒数の減少と学校の小規模化は、残念なことに、今後もさらに進むことが確実であり、こうした小規模化は、学習集団としての学校の機能を低下させ、児童生徒が切磋琢磨する機会や、部活動などの選択肢の幅を狭めるばかりです。また、十分な教職員数を確保できず、教える側の組織力も低下し、教育条件、教育環境、学校運営等のあらゆる面で様々な問題が生じてきています。

さらに、地域的に少子化や過疎化の程度に大きな差があり、市内の学校間に明らかな格差が生じてきていることは、もはや見過ごすことができない状況です。このようなことから、小中学校の適正規模化を進め、市内全域にわたって教育の機会均等と公平性を確保することが緊急の課題となってきました。

わたしたちは、小中学校における魅力と活力に満ちた学校教育環境を実現するという趣旨のもと、将来を担う子どもたちの目線に立って、教育的かつ全市的な観点から適正規模と適正配置に関する審議を重ねてまいりました。

ここに基本的な方向性をまとめることができましたので、提言いたします。

平成20年3月

七尾市立小中学校教育環境づくり検討委員会

第1 七尾市立小中学校の現状について

(1) 学校規模等に関する現行制度

学級編制

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条に定める標準に基づいて、県の教育委員会が基準を定めています。

県では、同じ学年の児童生徒で編制する1学級の人数の基準について、小学校・中学校とも、法律と同様に40人としながらも、小学校の1年生及び2年生と、中学校の1年生については、35人を超える学級に学級担任の加配を行っています。

こうした状況を踏まえながらも、今回の検討にあたっては、標準である1学級40人を基準として検討することといたしました。

学校規模

小学校の規模については、「学校教育法施行規則」の第17条において、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」と定められており、同規則第55条において、中学校も同様に12学級以上18学級を標準として定めています。

また、昭和59年に旧文部省助成課が作成した「これからの学校施設づくり」資料の中でも、学校の基本的条件を満たすための指標として、学校規模を学級数別に次のように分類しており、この資料においても12学級から18学級が「適正規模」に分類されています。

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

(昭和59年 文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料)

七尾市において、12学級から18学級を適正とする基準を当てはめると、いわゆる「適正規模校」は、小学校では13校中5校であり、中学校では9校中わずかに1校だけという状況になっています。

通学区域

通学区域については、「学校教育法施行令」第5条第2項で、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合において、(中略)就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」とされています。

これを踏まえ、七尾市教育委員会では、地理的条件や地域との関係等を考慮し、児童生徒の住所地ごとに就学しなければならない学校を定めており、これを通学区域としています。平成19年度現在、小学校で13、中学校で9の通学区域を定めています。

(2) 児童生徒数の推移

これまでの推移

七尾市(市町合併前においては、合併前の七尾市、田鶴浜町、中島町、能登島町を合算したものをいう。以下同様とします。)において、児童生徒数が最も多かったのは、いわゆる「団塊の世代」の時代になりますが、小学校では、昭和33年の約1万2,200人、中学校では、昭和37年の約6,600人がピークであり、いずれも1学年あたり2千人以上の子どもたちがいたこととなります。

その後、徐々に減少を続け、一時的には若干増加したものの、全国的な少子化の影響や過疎化による人口減少により、減少の一途をたどってきています。

平成19年現在、小学校の児童数は3,197人、中学校の生徒数は1,744人となっており、小中学校ともにピーク時と比較して70%以上も減少しています。

	ピーク時の 児童生徒数	H19.5.1現在 児童生徒数	比 較
小 学 校	約12,200人	3,197人	73.8%
1学年あたり	約2,030人	533人	
中 学 校	約6,600人	1,744人	73.6%
1学年あたり	約2,200人	581人	

児童生徒数の将来推計

平成19年6月現在、七尾市に居住している0歳から15歳までの子どもたちの人口をもとに、児童生徒数の将来予測を行ったところ、いまの0歳児が小学校に入学することになる6年後の平成25年度の小学校の児童数は、2,719人(1学年あたり453人)となり、平成19年度と比較して、478人、約15%減少することが予測されます。

また、同じく平成25年度の中学校の生徒数は、1,552人(1学年あたり517人)となり、平成19年度と比較して、192人、約11%減少することが予測されます。

さらに、いまの0歳児が中学校に入学することになる12年後の平成31年度中学校の生徒数は、1,308人(1学年あたり327人)となり、平成19年度と比較して、436人、約25%も減少してしまうことが予測されます。

	平成19年度	平成25年度 (H19比較)	平成31年度 (H19比較)
小 学 校	3,197人	2,719人 (15%)	
中 学 校	1,744人	1,552人 (11%)	1,308人 (25%)

加えて、こうした減少傾向には地域間で大きな格差があります。中学校の場合、平成31年度までの市全体の減少率はマイナス25%ですが、これを現在の9つの通学区域ごとに比較した場合、減少率が小さい区域ではマイナス7%にとどまりますが、大きいところはマイナス60%に達するなど、非常に大きな格差があります。さらに核家族化や勤務の都合などによって社会移動が進むことを考えたとき、このような地域間格差は、今後ますます大きくなることが危惧されます。

(3) 学校数と学校規模の推移

学校数の推移

昭和29年当時の七尾市には、33校の小学校と、16校の中学校（いずれも分校は除く）が設置されていました。

その後の少子化や過疎化により、小学校については統廃合が進められ、近年も、平成16年4月に田鶴浜小学校（3校統合）や中島小学校（5校統合）が新設されるなど、平成19年現在で13校になっています。

また、中学校についても、同様に平成19年度現在で16校から9校に減っていますが、昭和43年の能登島中学校の統合・新設を最後に統廃合はなく、その後の39年間に生徒数が半減してきているにもかかわらず、学校数は9校のままで推移しているという状況になっています。

学校規模の推移

小学校については、先のとおり、一部地域において近年も統廃合が進められているため、小規模化が緩和されているところもありますが、やはり全体として小規模化が進んできています。

しかしながら、少子化だけでなく過疎化も児童数の減少の要因となっているため、地域間格差が大きくなってきており、市内で一番大きい小学校と一番小さい小学校を比較すると、児童数で9.3倍、通常学級数で3.8倍の開きがあります。

中学校については、昭和43年以降統廃合が行われていませので、少

子化と過疎化による生徒数の減少によって、必然的に小規模化が進んできていることとなります。

地域間格差は、小学校以上に大きくなってきており、市内の一番大きい中学校と一番小さい中学校を比較すると、生徒数で11.5倍、通常学級数で5.3倍もの大きな開きがあります。

(4) 学校施設の状況

七尾市立小中学校の学校施設は、全体として老朽化が進んでいます。建設後30年以上経過している学校は、小学校で3校、中学校で4校、そのうち40年以上経過している学校が、小学校で1校、中学校で3校という状況になっています。

平成19年3月25日に能登半島地震が発生した際、幸いにして市内の学校施設に大きな被害は認められませんでした。昭和56年以前に建設され、新耐震基準を満たしていないと思われる校舎が半数程度残っており、早急な対応が求められます。

第2 学校規模からみた課題と小規模な学校の問題点

(1) 学校規模からみた課題

平成19年5月1日現在、小学校において複式学級を導入している過小規模校が1校、全学年で単学級編制となっている学校が、小学校で4校、中学校で3校となっており、学校の小規模化による弊害があることはもとより、機会均等でなければならない義務教育である小中学校教育において、地域間格差が生じ、市内の均衡が損なわれてきています。

学校の小規模化が教育に与える弊害と問題点を様々な角度から整理し、早急に対策を講じていくことが求められます。

(2) 小規模な学校の問題点

小規模な小中学校におけるメリットとデメリットは、一般的には、おおむね次のようなかたちで整理されています。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・一人一人に直接的な指導を行いやすく、児童生徒に応じた学習指導が可能となり、底上げが期待できる。・授業や運動会などの学校行事において出場や発表の機会が多く、児童生徒の積極性を発揮させやすい。・児童生徒一人一人への目が行き届きやすく、健康管理や安全管理を徹底しやすい。・タテ割りグループを取り入れて交流を図りやすく、より良い縦の人間関係を形成しやすい。	<ul style="list-style-type: none">・多様な価値観を取り入れる機会に乏しいため、知的刺激が少なく、また考えを深める学習ができにくい。・学級対抗がないなど、児童生徒間で競争し切磋琢磨する機会に恵まれにくい。・集団としての規模が小さいため、社会性などが育ちにくい面がある。・友人など人間関係の固定化、序列化を招くおそれがあり、いじめ等の問題が生じた場合影響が残りやすい。・集団学習活動やクラブ活動に制約を受け、多種多様な興味や関心に応じ

<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校備品や学校施設が十分に活用できるため、余裕をもった学習展開ができる。 ・ 指導方針などについて、教職員間の共通理解、合意形成が図りやすい。 ・ P T A（保護者）や地域からの協力が得やすく、交流が図られやすい。 	<p>にくく選択の幅がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の清掃や施設設備の維持管理が行き届かなくなるおそれがある。児童生徒への負担も大きい。 ・ 教職員の配置が少ないため、一部の教科やクラブ活動で、専門的知識と経験のある教職員が配置できない。 ・ 学年や教科ごとに複数の教職員を配置できないため、教職員間の意見交換や研究がなく活性化しにくい。 ・ 教職員の配置が少なく、一人の教員が多くの校務分掌を処理しなければならないため、負担が大きい。 ・ 保護者の数が少ないため、P T A活動がマンネリ化や沈滞化したり、組織編成が困難になる。 ・ P T A活動に伴う保護者の役割分担や、一人あたりの経費の負担が大きくなる。
--	--

平成19年1月、七尾市教育委員会では、このような学校の小規模化に伴うメリットとデメリットについて、市内小中学校の教職員（校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、栄養職員）を対象にアンケート調査を行いました。

アンケートを集計・分析した結果、児童生徒の切磋琢磨の機会や部活動などの選択肢が不足することのほかに、十分な教職員の数が配置されないことで、児童生徒への教育的な指導や学校運営に支障をきたしているということが大きな問題であるということが分かってきました。

（3） 教職員の配置と負担

教職員の配置基準

学校ごとの教職員数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、1学級あたりの児童生徒数40人とし

た上で、学校ごとの学級数によって標準的な数が定められています。

県の教育委員会でも、学校ごとの学級数別の教職員の配置基準を定めていますが、教職員のうち、校長、養護教諭、事務職員、栄養職員を除く教職員（教頭を含み、各種の「加配」は考慮しない。）の数は、おおむね次のようになります。

学 級 数	小学校の 教職員数	中学校の 教職員数
1 学年 1 学級	7 人	7 人
” 2 学級	1 5 人	1 1 人
” 3 学級	2 1 人	1 5 人
” 4 学級	2 8 人	1 9 人
” 5 学級	3 5 人	2 4 人

特に、教科担任制をとっている中学校においては、国語、数学、社会、理科、英語の主要 5 教科に加え、音楽、美術、保健体育、技術、家庭の計 10 教科を賄わなければなりません。単学級以下の小規模校においては、全教科に専任の教職員を配置することができない状況になっています。

また、1 学年 2 学級の学校においても、各教科 1 人しか教職員を配置することができない状況になっており、小規模な学校においては、児童生徒が切磋琢磨する機会がないばかりでなく、教える側の教職員が切磋琢磨し資質向上を図る機会もない状況になっているということになります。

教職員の学校運営上の負担

各学校には、学校を組織的に運営するため、校長及び教頭のほかに教務主任、研究主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事又は司書教諭（「七尾市学校管理規則」第 23 条、第 24 条及び第 25 条）を置くことになっています。

このうち、教務主任、研究主任、生徒指導主事及び進路指導主事（中学

校のみ)は、学校の規模に関わらず全ての学校に置かなければなりません。

こうした主任業務は、研修や出張の機会も多いために学校を不在にすることも少なくありませんが、配置される教職員が少なく代替(振替)が困難である場合は、自習で対応せざるを得ないような状況になっています。

加えて、小規模校でも限られた人材の中で大規模校と同程度の校務分掌を行わなければならないため、一定規模の学校と比較して、教職員一人あたりの負担が大きくなり、少人数であるにもかかわらず、教職員が児童生徒と直接ふれあって学習活動に対応する時間を確保できないという状況に陥っています。

いずれも、単に教職員の数が不足しているということであり、市が単独で教職員(講師)を配置することができれば解決する問題ですが、市の財政状況からは極めて困難であるといわざるを得ません。

(4) 学校規模と学力の相関

平成19年4月に、全国・学力学習状況調査(小6の国語と算数、中3の国語と数学)と石川県基礎学力調査(小4の国語と算数、小6の社会と理科、中3の社会と理科と英語)が行われました。

今回の調査が平成19年度単年度だけの結果であること、また学年間で差があるということなど、ほかにも要因があることは十分予想されますが、今回の調査結果を学校規模別に集計したところ、中学校における一定規模の学校と小規模校との比較において、平均点や正答率ごとの分布において若干の差が見受けられました。

このような学校規模による学力格差が事実であるとすれば、生徒同士の切磋琢磨による競争心や向上心が乏しくなることや、教える側の体制が十分でないことなどの原因が考えられます。

なお、小学校においては、特に学校規模によるこうした差異は認められませんでした。

(5) 中学校における部活動の状況

部活動は教育課程外活動ではありますが、教育の一環として、生徒の人間性を高めるとともに、将来への可能性を伸ばす教育活動として重要な位置づけになっています。

しかしながら、すべての学校において生徒の興味に応じることができる設置状況になっているわけではありません。特に小規模校においては、男女ともに2つの選択肢しかない学校があり、一定規模以上の学校が10以上の選択肢があるのと比較して、大きな格差が生じています。

生徒・保護者によっては、中学校において部活動を重要視する傾向が強いため、希望する部活動を行う目的で指定された学校以外の学校に通うケースも見受けられ、児童生徒の機会均等を図るという観点からも非常に問題があるといえます。

(6) 厳しい財政状況下における教育行政の充実

適正規模によって学校を再編し、結果的に学校の数を減らしていくことは行財政改革を主眼とするものではありません。しかしながら、近年の厳しい財政状況下で、教育であるからといって潤沢に予算を確保することは、かなり難しい状況になっています。教育の場においても、特に施設管理費等のさらなる効率化と合理化によって自ら財源を捻出し、教育の内容そのものを充実するための予算を確保していかなければならない状況になっています。

いうまでもなく、施設の数が多ければ多いほど経費がかかりますし、施設の規模が小さければ小さいほど効率的ではありません。こうした点からも適正規模化を進め、厳しい財政状況下においても充実した教育を行うことができるよう、努めていかなければなりません。

第3 適正規模と適正配置について

子どもたちに対する教育を効果的かつ十分に行うとともに、全市的に教育の機会均等を図り、公平かつ一定水準以上の教育を実現し維持していくためには、それにふさわしい学習環境として、ある程度以上の学校規模を確保することが必要です。

国の定める適正規模は、小学校で1学年2学級（12学級）以上、中学校で1学年4学級（12学級）以上ですが、今回の検討にあたっては、小規模校、大規模校それぞれにメリットとデメリットがあることや、七尾市の地理的状况等も考え、小規模校におけるメリットを残し最大限に活かしながら、デメリットを解消することのできる規模が適正規模であると考えます。

(1) 中学校の適正規模

中学校については、学校規模が学習環境に与える影響が大きいことから、以下の点を踏まえ、1学年3学級以上を適正規模とします。

子どもの視点

- ・ 活気ある集団の中で人間関係を築きながら社会性を育むとともに、生徒同士の切磋琢磨の中で競争心や向上心を育むことができる規模であること
- ・ 生徒の個性や自主性を伸ばすために、部活動等において、多種多様な選択に応えることができる規模であること

教える側の視点

- ・ 必要かつ十分な授業時数を確保しつつ、子どもと接する時間をできる限り多くし、確実に教育効果を上げることのできる教職員の数が配置できる規模であること
- ・ 全教科に免許所有教員の配置が可能となる規模であること

- ・ 1 学年 3 学級（ 9 学級 ） 以上では、教職員の配置数が 1 5 名以上になり、特に主要 5 教科（国語、数学、社会、理科、英語）において複数の教職員を配置することが可能となり、教科ごとに教職員間の意見交換や切磋琢磨、複眼による研究が可能で相互協力が可能となる規模であること

（ 2 ） 小学校の適正規模

小学校については、学校の規模による影響があまり見受けられないこと、また、地域で育むという部分が大きいことから、地域との関係に配慮したものにすることが望ましいと考えます。

具体的な規模については、今後の検討課題としますが、少なくとも、学習活動への弊害が大きい複式学級を解消するとともに、いわゆる中 1 ギャップが生じることのないよう、中学校との連携が可能な規模を確保していかなければなりません。

（ 3 ） 適正規模による適正配置数（中学校）

全市的に 1 学年 3 学級以上とした場合、現行制度上の 4 0 人（現実的には 3 5 人程度）の学級編制において、必要な学校数は、単純計算で次のようになります。

年 度	生 徒 数	必要な学校数
平成 1 9 年度（実績）	1, 7 4 4 人	6 校
平成 2 5 年度（見込）	1, 5 5 2 人	5 校
平成 3 1 年度（見込）	1, 3 0 8 人	4 校

必要な学校数 = 生徒数 ÷ (3 5 人 × 3 学年 × 3 学級) (四捨五入)

何年先を見据えた将来計画とするかにもよりますが、長期的展望に立って10年以上先を見据えたとき、現在の9校編制を、4校から5校程度に再編することが望ましいものと考えます。

(4) 適正規模・適正配置の実現に向けて配慮すべき事項

地域としての歴史的・文化的まとめ

適正規模、適正配置が不可欠であるとはいえ、現在の通学区域も含め、地域にはそれぞれ歴史的、文化的なつながりがあります。

通学区域の見直しにあたっては、こうした地域の歴史的、文化的つながりに十分配慮し、合併前の行政区域や、既存の中学校の区域、小学校の区域や、地区公民館の区域などをいたずらに分割することのないよう設定することが必要です。

通学距離、通学時間及び通学手段

適正規模、適正配置により、ふさわしい教育環境としての学校規模は実現することができますが、児童生徒にとって通学が負担となっては十分な効果を得ることができなくなります。

適正規模、適正配置化によって通学区域が広大になる地域については、最善の通学手段を確保するとともに、通学時間に大きな不公平が生じることのないよう、最大限の努力を行うことが必要です。

空き施設への適切な対処

適正規模化による再編を行うことにより、小中学校に空き施設が生じることとなります。

行政内部での検討はもとより、県や文部科学省とも十分な協議を行い、空き施設・土地の有効活用あるいは処分等について方針を定めておかなければなりません。地域住民の意見を十分に聞くなど、あらかじめ最善の対処方法を構築しておく必要があります。

第4 学校配置の具体的将来展望

第1から第3までにおける検討を踏まえ、長期的展望に立って10年以上先を見据えたとき、全市的にもれなく1学年3学級を確保するためには、市内に4校の中学校を配置することが最善であり、その具体的な配置計画について、以下のように提案します。

また、小学校については、新たな中学校の枠組みの中で、中学校と十分な連携と交流が図ることができるよう、今後改めて通学区域等の見直しを行うこととします。

なお、提案は区域のみとし、統合後の建設場所や利用する学校、廃止する学校等については言及しないこととします。

(1) 市内4中学校の配置

中部地域

旧市街地を中心とするこの地域は、市街地の空洞化による人口減少と、それに伴う児童生徒数の減少が進んできており、御祓中学校、朝日中学校とともに将来的には適正規模である1学年3学級を確保できなくなることから、この2校区の統合を検討する必要があります。

また、御祓地区と袖ヶ江地区については、青柏祭など歴史的・文化的な共通性があることを考慮し、東部地域との学校規模の均衡を図るため、袖ヶ江地区を含めて一つの通学区域とします。

東部地域

南北大呑地区と崎山地区の過疎化により、大幅な児童生徒数の減少が進んでいるこの地域は、南北大呑、崎山、東湊の4地区を合わせても適正規模である1学年3学級の確保ができないこと、また、平成20年代前半に一般国道470号(能越自動車道)が七尾東インターチェンジまで供用開始し交通体系が改善されることから、現東部中学校を含めた統合を進める必要があります。

また、中部地域との学校規模の均衡を図るため、現東部中学校の通学区
域のうち、袖ヶ江地区を除いた範囲を一つの通学区域とします。

北部地域

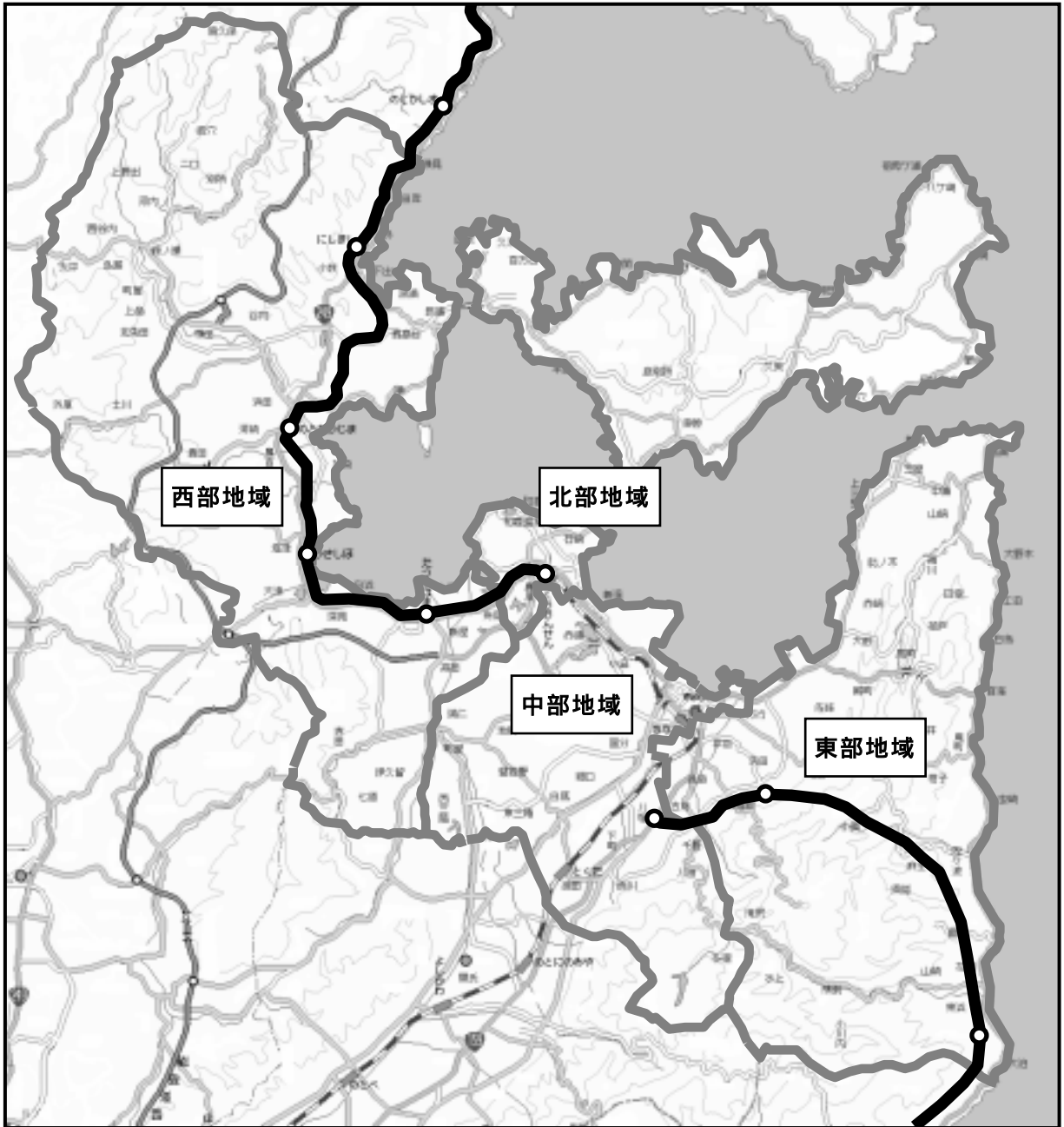
能登島地域については、「七尾市まちづくり計画」において、田鶴浜、
中島と合わせた鹿北統合中学校としての計画が掲げられていますが、フェ
リー航行時代以前から旧七尾地域文化圏としてのつながりがあることや、
能登島大橋を介した場合に現実的に香島地域を通過することになること、
また、この2つの区域で適正規模である1学年3学級を確保できることか
ら、香島中学校の区域と合わせて一つの通学区域とします。

西部地域

能登島地域とともに鹿北統合中学校としての計画が掲げられていま
すが、田鶴浜、中島の2地域の組み合わせで適正規模である1学年3学級を
確保できることや、能登島地域における対応から、この2地域を合わせて
一つの通学区域とします。

(2) 老朽校舎への対応

市内の小中学校には、建設後かなりの年数が経過し、老朽化が著しい施
設が数多くあります。こうした施設は、耐震性にも問題があり、生徒が安
全に安心して学習できる環境としては問題がありますので、早急に改善さ
れるよう強く望みます。



第5 今後の検討課題

最後に、今回わたしたちに依頼された適正規模と適正配置のほか、小中学校の教育環境の充実や子どもたちの健やかな成長を促すため、引き続き以下の点について検討を重ねることを提案します。

- ・ 小学校の通学区域の見直しに関すること
- ・ 小学校低学年において一層の少人数学級化を進めるとともに、学年を経るごとに段階的に学級人数を増やすような、きめ細かな学習環境の実現に関すること
- ・ 今後の教育制度改革などに適切に対応していくための手段としての、小中、中高又は小中高の一貫教育の導入に関すること
- ・ 家庭での役割、地域での役割、そして学校で果たすべき役割の分担等について再考し、子どもの教育に効果を発揮することができるようなシステムづくりに関すること
- ・ 全市的な比較の中で、子どもが切磋琢磨し、競争心や向上心を養うことができるシステムづくりに関すること
- ・ 子どもたちが様々な体験を通じて豊かな心を育むことができる環境づくりに関すること
- ・ 教育に関する新たな評価の尺度に関すること

上記のほか、昨今の教育を取り巻く環境は急速に変化しており、こうした状況の変化に対して、柔軟に、速やかに、かつ的確に対応していくことが必要であると考えます。

おわりに

近年の少子化や核家族化の進行など、家庭や地域における教育環境が変化してきている中、学力を身につけることはもとより、集団生活を通じて競争心や向上心を培いながら、子どもたちが健やかに育つための場としての学校の役割は益々大きくなってきています。

将来の七尾市の子どもたちが、小中学校の9年間で、一人ひとりの個性を伸ばしながら、社会に出て行くために必要な「生きる力」を身につけ、未来に向けて逞しく羽ばたいていけるよう、学校関係者、保護者、行政と地域の方々の全てが、いま置かれている状況を十分に理解し、お互いに力を合わせてこの課題に取り組むとともに、今後の七尾市の教育が、限りなく理想のかたちに近づいていくよう努力されることを強く希望します。

七尾市小中学校教育環境づくり検討員会

委員長	石村	宇佐一
副委員長	山田	壽一
委員	山口	成俊
委員	山本	登紀男
委員	木下	眞由美
委員	関軒	明宏
委員	寺岡	卓子
委員	松本	生辰
委員	和田	眞裕美
委員	田畑	嘉子
委員	立川	美治
委員	堂端	浩
委員	高	絹子
委員	坂井	善久
委員	澤田	祐一